

令和4年6月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第6回）議事録

1. 開催日時 令和4年6月17日（金曜日）午後2時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

1番 齋藤 誠	13番 佐々木 知 榮
2番 畑山 留美子	14番 加藤 三 敏
3番 佐藤 喜 勝	16番 富 樫 公 一
4番 岡 部 五 一郎	18番 菅 原 文 克
5番 佐々木 亨	19番 佐藤 秀 孝
7番 大 瀧 浪 雄	20番 佐藤 源 樹
8番 小 松 健	21番 庄 司 和 夫
9番 小 松 幸 夫	22番 伊 藤 剛
10番 佐藤 順	23番 吉 尾 麻 美
12番 佐々木 純 一	24番 佐藤 系 悦

4. 欠席委員（3名）

6番 小 野 晃 一
11番 佐藤 崇
17番 伊藤 直 子

5. 議事日程第1号 令和4年6月17日 午後2時 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第45号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
- 第 5. 議案第46号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 6. 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 7. 議案第48号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件
- 第 8. 議案第49号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う
使用貸借権設定の件
- 第 9. 議案第50号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う
貸借権設定の件
- 第10. 議案第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う
所有権移転の件
- 第11. 議案第52号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の
判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長 佐藤 英 樹 次 長 小 松 幸 月

農政班長	小 松 貢 治	農地班長	二 見 真 之
主 査	齋 藤 身 子	主査(矢島庶務班)	石 垣 あゆみ
主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩	主事(由利庶務班)	阿 部 健 大
主任(大内庶務班)	松 永 希	主事(東由利庶務班)	遠 藤 龍 介
主査(西目庶務班)	佐 藤 慎	主事(鳥海庶務班)	木 内 駿 佑

8. 総会議長

佐 藤 系 悦

9. 議事録署名委員

10番 佐 藤 順

12番 佐々木 純 一

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年6月1日公示招集されました、令和4年第6回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

6番小野晃一委員、11番佐藤崇委員、17番伊藤直子委員より欠席の届け出があります。
出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。
本日の提出案件は、議案第45号から議案第52号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、10番佐藤順委員、12番佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第45号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第45号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第46号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第46号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第46号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第47号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第47号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第47号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします

日程第7、議案第48号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第48号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第48号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【13番・佐々木知榮委員手を挙げる】

○議長

13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

13番佐々木です。この案件は前に一度農地から転用して盛土、砂利をしいてハウスを設置した案件ですか。それを再度許可の案件としてあげているのでしょうか。

○事務局

そのとおりです。

○13番・佐々木知榮委員
了解しました。

○議長
ほかにございませんか。

【14番・加藤三敏委員手を挙げる】

○議長
14番加藤三敏委員。

○14番・加藤三敏委員
参考までにこちらに栽培される主な作物とか、どういったものが作られているのか教えていただければ助かります。

○事務局
水耕栽培ということでトマトを栽培するという計画になっています。また年間を通して栽培するという計画です。

○14番・加藤三敏委員
了解しました。

○議長
ほかにございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。
事務局説明のとおり、議案第48号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第48号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第48号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第8、議案第49号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局
（最初に「1」について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

次に「2」について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、両案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第49号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(「1、2」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第49号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第49号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第49号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第50号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第50号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第50号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第50号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第50号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第51号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(最初に「1」について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

次に「2」について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

また、両案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第51号の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

なお、議案第51号1番の現地調査につきましては、令和4年第3回総会議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けていますので、省略します。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第51号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第51号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第51号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第52号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約20年から50年の間、耕作しておらず、雑木が繁茂し、山林及び原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第52号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

（確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第52号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

5番佐々木です。

この非農地案件ですが風力発電用地として選定された用地ということでした。最終的には宅地として利用するという前提で非農地の判断をするということですが、確かに原野化した荒れた農地ですが、いわゆる転用案件と何が違うのか、ということをお伺いしたいと思います。

あとはこういったスキームが成り立つとしたら、原野化しているのであれば、まず非農地申請をして、あとは宅地なり他の用途に供することは容易に出来るという道を開くということではないかと思っております。それが問題ないという判断をしているのならばいいのですが、若干違和感を感じます。見解を伺いたいと思います。

○議長
事務局。

○事務局

この案件につきましては、風力発電の事業者の方から初めに事前の現地を調査して事業用地として選定されたうえ、地目上農地であったということからが始まりです。現地が非農地化しているという話しを受け、事務局としては現状が非農地であれば、非農地証明申請をしていただくのが、通常の手続ということで、事前に現地を確認したところ非農地と判断される場所と判断しましたので、今回の非農地証明の申請を申請者が出していただければ非農地証明を受け付けることは出来ます、というお話はさせていただきました。仮に現地が農地として活用できる状態であると転用申請をして進めていただくということになります。

今回の案件はあくまで事業用地ということで、必ずしも風力発電施設が設置される場所ではなく、道路用地や、事業に関連した用地に使用したいということでしたが、転用の申請を受けるのであれば、事業計画の詳細をこちらから聞くところですが、非農地の申請の手続きとなると事業の詳細を確認する必要がないことから、事業用地ということから具体的にどのように使われるのか、こちらでは確認しておりませんが、佐々木委員ご指摘のとおり現況が非農地であるとするならば、非農地証明申請をしていただくことが現況に合っているのかと考えております。

○議長

5番佐々木亨委員。いかがですか。

○5番・佐々木亨委員

線引きといいますか、特に太陽光発電所等を設置する場合に、私なども現地確認しますと休耕してすでに久しいような所が比較的狙われやすいといいますか、それは双方の利害が一致しているのでもいいのですが、原野化と一言でいいのですが、中には単に草地化している場所や、森林化している場所もあると思います。

今回の案件についてはこのままでいいと思いますが、ある程度基準をはっきりしておかないと、現況で作付けしていないと即、非農地化でいいのかと。その後すぐ発電所を作る、というように乱開発を助長することになりますし、逆に今まで原野化している所を、律儀に事業計画を作って農地転用してきた方々の努力は一体何だったのか、ということにもなりかねませんので、しっかりと判断基準をもって臨んでいくべきではと思います。以上です。

○議長

暫時休憩いたします。

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第52号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐 藤 順

議事録署名委員 佐々木 純 一